

やさしい国民年金相談室

シリーズ ⑬

通算老齢年金の

請求手続きは？

問 私は、以前電々公社に勤めていたことがあり、その後国民年金に加入しました。両方の加入期間を通算すると通算老齢年金が出る期間を満たしていますが、通算老齢年金の請求の手続きはどうするのですか。



答 国民年金の通算老齢年金の裁定請求の手続きにつきましては、「国民年金通算老齢年金裁定請求書」に必要事項を記載のうえ、つぎの書類を添えて年金係に提出してください。

- (1) 国民年金手帳
 - (2) 各公的年金制度の通算対象期間を合算した期間が二十五年以上あることにより年金を受けるときは他の公的年金制度の「通算対象期間を確認する書類」。
- ところで、あなたの場合は、共済組合に加入していましたので、管掌機関（共済組合）に「通算対

象期間確認請求書」を提出し、管掌機関より確認した書類（通算対象期間確認通知書）を裁定請求書に添付して提出してください。

また、共済組合に通算退職年金の請求をするときは、逆に、国民年金の加入期間の確認通知書をもって手続きを市役所で行ない、管掌機関の共済組合に、裁定請求書に添えて提出します。

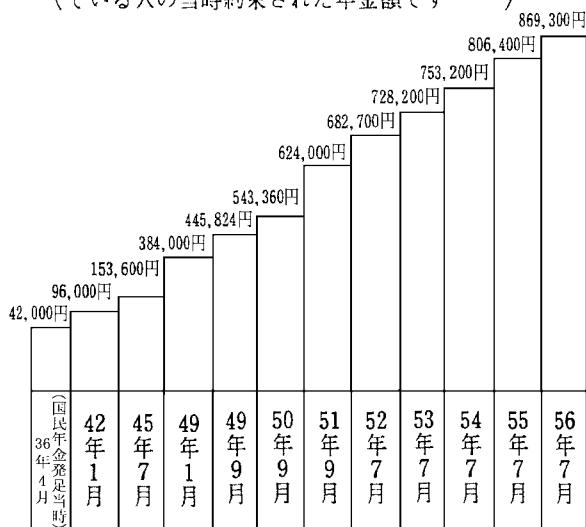
年金額は

グングン引上げ

国民年金の制度は、昭和三十六年にできました。その後、経済の発展や社会の進歩にともなう引上げられる年金額は、どんどん引きあげられています。

● たよりがいのある年金になってきました

（20歳から60歳までずっと国民年金に加入している人の当時約束された年金額です）



十歳まで最長期間保険料を納めた場合、その当時約束されていた年金額です。たとえば昭和四十五年当時、その当時の貨幣価値十五万三、六〇〇円（月額一万二、八〇〇円）の年金が約束されていたのです。それが十年間のうちに、同じような条件の人がいれば八十六万九、三〇〇円（月額七万二、四四一円）の年金を約束することになりました。ここ数年は毎年のように引きあげられています。これは物価スライドとよばれるものです。物価が上がっても、その値上り率だけ引きあげられるので、心配ありません。

そうした物価上昇率以上に、法律改正によって、年金額が引き上げられてきています。

外国人の皆さんへ

国民年金のご案内

（外国人の方も国民年金に加入しましょう）

昭和五十七年一月一日から外国人の方も国民年金に加入することとなりました。

（国民年金とは）

被保険者が納める保険料と、国の負担金によって国が責任をもって運営する制度で、被保険者が高齢になったときや思わぬ事故で収入がなくなつたときに、皆で助けあい、所得の不安がないようにしていこうという制度です。

（国民年金に加入する人）

日本国内に居住する二十歳から五十九歳までの人。

※詳しくは市民課年金係（☎三一〇一）内線二四三二までご連絡ください。ミニパンフレットも用意してございます。

山梨県国民年金

受給者協会発足!!

都留市も県の発足と同時に都留支部という名称で国民年金受給者協会を来年度四月よりスタートします。入会希望の方は恐れ入りますが、つぎのところまでご連絡ください。

なお、本会の目的は、受給者の福祉の向上と、相互の親睦を図るものであり、あわせてつぎの事業を行なうこととしています。

(1) 会員に対する年金受給等の指導

都留市の気象

	56年11月	55年11月	10年間の平均
最高気温	(1) 20.7℃	(13) 22.8℃	22.9℃
最低気温	(10) -2.9℃	(4) -1.1℃	-2.4℃
平均気温	6.6℃	9.4℃	8.7℃
降水日数	1mm以上7日	1mm以上7日	1mm以上7日
降水量	111.0mm	87.0mm	94.0mm
平均湿度	71%	77%	76%

都留市消防署調べ()はその日

社会保険相談

一月の相談日は
一月十九日（火）の予定です。
ご相談の際は被保険者証、もしくは年金手帳、証書等をご持参のうえ、お願いいたします。

市民課年金係

- 及び連絡
- (2) 国民年金制度に関する情報及び資料の提供
 - (3) 機関紙の発行及び刊行物等の配布
 - (4) 国民年金保養センターの紹介及び幹旋
 - (5) その他
- 受給者協会についての連絡先
都留市上谷三三三二二
花田宣一 ☎(三)二四七九